

[最優秀賞]

少年の安易な身体拘束と闘う

林 真希 東京弁護士会・59期

身体拘束は自由を奪うものであり、少年が受ける影響の大きさを考慮すれば慎重になさなければならぬ。にもかかわらず捜査機関は安易に身体拘束を請求し、裁判所はこれに追従する。少年の声はあまりに小さく届かない。少年側の事情も考慮した適正な処分がなされてはじめて、少年は処分を納得して受け入れる。その手続が少年を更生に導くと、私は思う。

今回、弁護士1年目で右往左往するなか、何度も壁にぶつかった。先輩の助言や同期の協力、少年とその家族の想いと共に活動した。その一端を報告したい。

「姉貴をお願いします」

「姉貴をお願いします」。鑑別所の面会室で、剛君（仮名、15歳）は私に言った。当番で彼の傷害事件を受任して以来、彼とのつきあいは1カ月近くになっていた。剛君の話によれば、姉の浩美さん（仮名、16歳）が共同危険行為でもうすぐ逮捕されるという。他に頼む当てがなかったからかもしれない。それでも姉の弁護を私に託してくれた剛君の気持ちを裏切るまいと心に誓った。

数日後、父親と事務所に来た浩美さんは罪名から想像される非行少女というイメージとはほど遠く、はにかんだ笑顔を見せる内気な少女であった。彼女から話を聞いた。

事件当日、浩美さんは交際相手の彼と彼の友だちカップルの4人で遊ぶつもりであった。3人が浩美さんを迎えに来た後、彼は「走りに行こう」と言い浩美さんをバイクの後ろに乗せ、彼の地元の公園まで走った。するとその公園にバイクに乗った彼の仲間が次々と集まり、ついには列になって走り始め、本件暴走行為に至ったのである。

浩美さんは父親と兄弟2人とで生活し、アルバイト

をする傍ら家族のために家事をこなしていた。これまで浩美さんに暴走行為経験はなく、本件でもバイクの後部座席に乗っていたのみである。彼以外の共犯者とはほとんど面識がなく、彼とも事件5日前に交際を始めたが1カ月後には別れ、その後関わりはない。事件からすでに2カ月が経過し、共犯者16人のうち8人が逮捕されていた。浩美さんに対しても1カ月前に任意取調べが行われ、彼女は素直に応じていた。このような状況で、もはや逮捕の必要性はないのではないかとにかく逮捕に備え、浩美さんに取調時の注意点などを説明するとともに父親の上申書、身元引受書を作成した。

その3日後、浩美さんが逮捕された。

「徹底的に争います」

接見をして浩美さんを励ますとともに、検察官に対し勾留請求をしないよう申入書を提出し、電話で面談を求めた。翌日午後6時、担当検察官室に赴き、互いに挨拶を交わすと、検察官は開口一番「勾留請求はします」と言った。私は勾留の不要性を訴えた。検察官は「担当検察官は出張中であり、私は代理だから……」と言葉を濁した。「どこに罪証隠滅のおそれがあるのか？ 逃亡のおそれがあるのか？」との問いに、検察官は「少年院とか考えたら逃亡するんじゃないですか？」とこともなげに言った。まったく個別の事情を見ていない。浩美さんの生活状況からどうやって逃亡するのか。人ひとりの身体を拘束するのに、なんて安易な発想なのかと私は憤りを覚えた。「では徹底的に争います」。気がつくそう口にしていった。

検察庁を後にして、接見に向かった。浩美さんは検察官調べのため護送され長時間堅い木の椅子に座り続け、ぐったりとしていた。「頑張ろう」と彼女に声をかけ、事実を詳細に聞いた。事務所に戻り、勾留請求の却下を求める意見書の作成にとりかかっ

た。経緯や生活状況等、少年側の事情も裁判所に見てもらいたい。書き終わったとき、夜は明けていた。

翌日の勾留質問当日、令状部に意見書を提出し、午前10時半から裁判官と面談をした。奇しくも11時から剛君の審判であった。面談室に現れた若い裁判官は、私の話に「そうですね」、「なるほど」、「それは問題ですね」と調子よく相づちを打ち、最後に「いい子なんですわね。わかりました」と言った。私は「よろしくをお願いします」と深く頭を下げて、面談室を出た。裁判官の好意的な対応に、却下してくれるかもしれないと期待を抱いた。

その後、直ちに剛君の審判のため、家庭裁判所に向かった。緊張した面持ちで剛君は審判廷に入ってきた。審判で、裁判官や私たちの質問に剛君は鑑別所で考えたことを一生懸命に答えた。審判は1時間近くに及んだ。剛君はこぼれる涙を腕で拭いながら、被害者、親への謝罪、今後頑張る決意を力強く述べた。処分は保護観察だった。

今日、浩美さんも釈放されて家族揃って夕飯を食べることができたらいいのにと私は思った。この3カ月後に再び剛君が逮捕されるなどは夢にも思っていなかった。

準抗告——深夜1時の釈放

事務所に戻ろうとしたとき、携帯に事務所からメールが入った。浩美さんの勾留決定が出たとのこと。私の期待は見事に砕けた。急いで事務所に戻り意見書に加筆し、準抗告申立書を裁判所に提出した。

午後7時、裁判所の面談室で3人の裁判官に対し、私は疑問をぶつけた。裁判官は記録に目を落としたまま「まだ記録を全部読んでいないので……」と曖昧な言葉を返した。15分ほどの面談が終わった後、私は疲労感を覚えた。やはり裁判所に通じないのではないのか。なぜ人を簡単に拘束するのか。要件の充足なんてないに等しい。剛君や浩美さんの顔が浮かんだ。悔しかった。力のなさに、沈んだ気持ちで裁判官室を後にして、事務所に戻った。

9時、10時と時間は過ぎたが、裁判所から連絡はなかった。他の仕事をしながらも心は上の空だった。11時になり電話が鳴った。私は一呼吸して受話器をとった。係属部からの電話だった。「本日、申し立て

られた準抗告ですが、決定が出ました。……準抗告認容です！」認容された?! 本当に? 浩美さんが釈放される? 嬉しかった。警察署に電話をして釈放の時間を確認するとともに直ちに父親に連絡した。釈放まではまだ時間があったが、私は待ちきれず、早めに事務所を出た。雨上がりの空は空気が澄んでいた。大きく深呼吸して、浩美さんを迎えに行くため、駅に向かった。

浩美さんが釈放されたときは、午前1時を回っていた。寝ていたところを突然起こされた浩美さんは、きょとんとしていた。アクリル板越しではない、目の前にいる浩美さんと握手を交わし、私は喜びを握りしめた。彼女は、照れたように笑った。

翌日交付された決定書によれば、犯行への関与が従属的・偶発的であること、共犯者との関係が希薄であること、実父が監督を誓約していること等から勾留の必要性がないと判断されていた。今、振り返れば、この後きちんと浩美さんを支援し、生活状況を裁判所に伝えていれば、彼女が再び身体拘束を受ける事態は避けられたのかもしれない。

剛君の再犯——「警察官を殴った?」

ある夜、浩美さんから電話が入った。「剛が捕まっちゃった。警察官を殴ったらしいよ」と。殴った?! 私は絶句した。審判からわずか3カ月後のことである。何かの間違いではないか? 私は前回の審判を経て剛君は更生すると信じていた。急いで警察署に向かった。

9時過ぎ、剛君は接見室に入ってくると勢い込んで話し始めた。ある事情をきっかけに剛君の友人と警察官とがつかみ合いになったので、争いを止めようと剛君は2人の間に割って入った。しかし警察官から「お前は引っ込んでろ、邪魔なんだよ」と怒鳴りつけられ、「ガキ」、「息がくせえな」と愚弄されるなどしたことから剛君も警察官に言い返すなどした。

その数分後、現場に10人ほどの警察官が集まると、当初の警察官が剛君に対し「警察がいっぱい来たから黙って黙り込んでんじゃねえよ」と言った。剛君は当該警察官に歩み寄り胸を押し出したところ、その警察官が剛君の両腕を強くつかんだため、これを振りほどこうとして剛君が手を四方に動かした。その手が警

察官の肩あたりに当たった。すると警察官は「公務執行妨害だ」と言い、剛君を取り押さえパトカーに押し込み、警察署へ連行したのである。

また取調べ態様は不当なものであった。剛君が正直に話そうとしたところ、取調べ担当の警察官は「てめえのいいように言ってるんじゃないよ」と剛君を怒鳴りつけた。剛君がやや大きな声で応じると、「俺に逆らうんじゃないよ。次も同じような態度をとったら、調書を書いてやらないからな」、「お前は少年院だ」と脅すなどした。取調官という大人に対し、少年はあまりに無力である。剛君の目に警察、大人そして社会はどう映っているのだろうか。私はすぐに担当警察官に会い、直ちに釈放するよう要求した。警察官の対応に激しく抗議したが、結局、釈放されなかった。

「身元を引き取りに」 ——勾留請求却下決定

同じ事務所の同期弁護士と協力して、連日接見に行き、剛君を励まし事情を聞いた（抗議翌日、取調官は変わっていた）。剛君の職場の上司3人は剛君の勤務態度、人柄等を高く評価しており、快く協力してくれたため、各々の上申書を作成した。事件の一部始終を目撃していた剛君の友人3人には1人ずつ事務所の個室に入ってもらい、事件の経緯等についての供述書を作成した。父親からは剛君の生活状況などを聞き、上申書等を作成した。

勾留質問当日、これらの書面を添付した勾留請求却下を求める意見書を裁判所に提出した。意見書では、犯罪の嫌疑がないこと、警察官に相当程度問題があったこと、罪証隠滅・逃亡のおそれは一切ないこと、仕事を真面目にしており生活が安定していることなどから、少年の将来を見据えた適切な判断をしていただきたいと強く主張した。

午前11時、裁判所の面談室で「保護観察中ですよね……」と消極的な裁判官に、経緯、警察の対応、生活状況等を伝え、勾留の不要性を訴えた。裁判官はしばらく記録をめくり思索していたが、ふと「父親に会ってみたいと……」と言った。すかさず父親は待機していることを告げた。その後、再び父親とともに面談に臨んだ。裁判官は父親に対し、2、3質問をしてから「釈放された場合、ちゃんと身元を引き取

りに行ってください」と念を押した。

もしや？と期待が膨らむ一方で、浩美さんの前回の勾留決定時の苦い経験も思い起こされ、私は不安を感じながら裁判所からの連絡を待った。

午後3時、裁判所から連絡が入った。勾留請求が却下された！

6時、剛君は無事釈放された。

「鑑別所へ引き上げます」

浩美さんの審判を1週間後に控えた夕方、彼女から電話がかかってくる。ある共犯少年から彼女に電話があったが、その内容が驚くものであったという。その内容とは、在宅で審判を待っていた少年が、いきなり家庭裁判所に呼ばれて赴くと、その場で観護措置決定がなされ、そのまま鑑別所に送致されたという。結局、約3週間の身体拘束を受け、審判で保護観察となり出てきたのであるが、裁判官はその少年に対し、浩美さんも同じように観護措置をとる予定であると話したとのことである。私は非常に驚いた。浩美さんの社会記録はすでに提出され、家裁調査官の意見は保護観察であることを確認していた。

すぐに担当裁判官に電話をして意向を尋ねた。すると裁判官は「今回の審判で身柄引き上げを考えている」と言った。私は耳を疑った。なぜ今さら？ 家庭裁判所に送致されてから3カ月が経過している。裁判官曰く「今は自重しているが今後どうなるかわからない」、「本当に反省しているのか」等と。私は納得できず必死にその処分の不要性・不当性を訴えた。次第に裁判官は声を荒げ、「付添人の意見としてはそうでしょうね。ただ私の意見は変わりません」とはねつけた。私は啞然とした。本人に一度も会っていないのに、どうして言い切れるのか。身体拘束の恐怖から解放されて3カ月間、浩美さんは新しい生活を重ねてきた。アルバイトをする一方、初めてやりたいと思える仕事（塗装業）を見つけ、何社も面接に行き就職活動を頑張っていた。今ここで半年前の事件で長期間拘束される不利益、ショックはあまりに大きい。電話を切った後、どう浩美さんに話せばいいのか途方に暮れた。無力な自分が悔しかった。勾留決定に対する準抗告が認容されたことが恨めしく思えた。

浩美さんに電話で事実を告げると、彼女はしばし

無言となった。電話越しに浩美さんのショックが痛いほど伝わってきた。「だったら最初から出ななきゃよかった」と。私は言葉に詰まった。逮捕前から浩美さんに関わり、話を聞き、彼女の変化に接してきたからこそ伝えたい、浩美さんの想いを私の想いとともに家庭裁判所に提出する意見書にぶつけた。

浩美さんへの観護措置決定

審判の日、浩美さんはどんなにつらい気持ちでいるだろうと彼女のブログを見た(彼女はネット上に毎日ブログを書いていた)。私の名前が書いてあった。「ありがとう……そこには愛があるからね」と。その言葉に、私の胸は熱くなった。

審判が始まった。裁判官からの浩美さんへの質問は彼女の生活が荒れていた中学時代の話が大半を占めた。もう2年も前の話だ。彼女はその状態からすでに卒業している。10分ほどの質問の後、裁判官は浩美さんに対し「原因を知らなければいけない。あなたは本当は病気なのに病気じゃないと言っているようなものだ。鑑別所で調べてもらう必要があります」と言い、私に次回審判の日程の都合を聞いた。私は驚いた。「このまま終わりなのですか。父親が来ているのに、父親の話を聞かないのですか?!」裁判官は苦笑して「お父さん、何か言いたいことありますか」と言った。父親は話し始めた。「浩美は頑張ってきました。自分から塗装業の仕事をやりたいとハローワークで会社を見つけてきては、『パパ、今日も面接に行ってくるね』と頑張っていました。以前とはすごく気持ちが変わっているのです。私は浩美の側で浩美をずっと見てきました。浩美はもう絶対に悪いことはしません!」父親の力強い声が審判廷に響き渡った。「父親としてはそう思うでしょうね」。裁判官は受け流した。父親は裁判官をまっすぐに見つめたまま訴えた。「娘を私のもとに戻してください。どうか、私の家族に戻してください!」娘を想う父親の必死の願いであった。今まで一度も涙を見せなかった浩美さんの目から、静かに涙がこぼれていた。父親の想いは、確かに浩美さんに伝わっていた。

しかし、裁判官の意見は変わらなかった。私は再び裁判官に質問した。なぜ3カ月も経った今になって、観護措置を執る必要があるのか等と。「わかって

もらえないのであれば、仕方ないですね」。裁判官はそれ以上、答えなかった。こうして審判が終わり、決定は覆らぬまま、浩美さんだけが審判廷に残った。私は浩美さんに声をかけたくて一人審判廷に戻った。「お父さんに伝えたいことある?」と聞くと、浩美さんは目を赤くして「嬉しかった。何て言ったらいいかわからない」と答えた。それが十分答えになっていた。

異議申立て

事務所に戻り、父親から今の率直な気持ちを聞き上申書にまとめるとともに、審判を踏まえて異議申立書を作成し裁判所に提出した。午後6時、裁判官室で裁判官3人と面談した。私は緊張しながらも必死に観護措置の不要性・不当性を訴えた。面談が終わった後、感触はまったくわからなかった。裁判官からの厳しい質問に的確に答えられなかった。言い残したこともあった気がする。結果は明日になるとのことである。私は浩美さんの釈放を祈り眠った。

次の日はからっと晴れた暑い夏日であった。午前11時、水川台駅に着いて鑑別所に向かい歩き始めたとき、携帯が鳴った。表示を見ると事務所からだった。急いで電話に出た。「異議申立てが認められたよ」。一瞬、聞き取れなかった。「浩美さん、釈放されるよ!」「本当に?!」私は思わず声を上げていた。裁判官自ら連絡してくれたという。嬉しい。浩美さんに早く伝えたい。鑑別所に向かう足取りは軽かった。面会室で私は浩美さんに報告をして握手を交わした。はにかんだ彼女の笑顔を見て、私はなぜか泣きたくなくなった。

午後6時、浩美さんは再び釈放された。

決定書によると生活態度に特段の問題は見られず、この時点で観護措置決定をする根拠がいささか薄弱であり、少年にとって唐突すぎる感をぬぐい去ることができないなどの理由で、決定は相当性を欠くというものであった。

「これから作業服を買いに行きます」

数日後、浩美さんに電話をすると彼女はいっぱいいっぱいになっていた。今回の解放により、早く就職しなければという焦りと大きなプレッシャーを感じて

いた。しかし16歳の少女にとって塗装会社への就職は困難な道であった。

ある日、私はいつもの電車を途中で降りて湯島天神に行った。そこで浩美さんの就職を願い、お参りをした。境内で私は可愛いお守りを見つけた。

その夕方、電話口で浩美さんは「近所の塗装会社が面接に来ていいと言ってくれました」と言った。お守りを買ったことを伝えると「うふふ」と照れたように笑い、「次はきっと受かりますよね」と言った。「うん。きっと」。私は祈った。

その1週間後、浩美さんから電話がかかってきた。「はい。林です」と電話に出ると、「はい。浩美です」と言った後、彼女は嬉しそうに笑った。「面接を受けた会社から、今日、働いていいと言われました」。待ちに待った報告だった。自分のため、父親のため、努力した結果が実を結んだのだ。「これから作業服を買いにいきます」。彼女の声は弾んでいた。浩美さん、本当によかったね。「おめでとう！」私は心から祝福した。

数日後、浩美さんは保護観察処分となった。審判で、浩美さんは父親に二度と同じようなつらい思いをさせないことを堅く誓った。

小さな声を伝えたい

事件に関わる少年の多くは大人や社会に対する不信を抱えて生きている。社会から拒絶され、居場所をなくし、彷徨いながらも、少年は立ち直りたいと心で願い、そのきっかけを探しているのだと私は思う。一人の人間、尊敬に値する大切な存在として少年に正面から向き合い、話をじっくり聞き一緒に考える。それだけで少年は自分で道を見つけていく。

今後も、私は少年の立場に立ち、安易にかき消されがちな小さな声を裁判所に伝えていきたい。そして、もし少年が私と出会ったことによって「大人も捨てたもんじゃない」と希望を持ってくれたなら、それは望外の幸せである。

(はやし・まき)